

さぬき市スマートハウス設備導入促進補助金のご案内 ＜制度の概要＞

さぬき市では、温室効果ガス排出量を削減し、脱炭素地域づくりを推進するため、家庭におけるエネルギーを「減らす」「創る」「賢く使う」の取組みを支援するため、「さぬき市スマートハウス設備導入促進補助金」制度を新たに創設し、設置に要した経費の一部に相当する額の「さぬき市共通商品券」を交付します。

1 補助対象設備

次のいずれかの設備を設置または購入した方

(1) 住宅用太陽光発電システム

- ア 太陽光発電システムから発生した電力を住宅で使用しているもの
- イ 住宅が建つ同一の敷地に設置するもの
- ウ 住宅に設置する時点において未使用であるもの

(2) 住宅用蓄電システム

- ア 蓄電池から供給される電気を当該蓄電システムが設置される住宅において消費することを目的として設置されるもの
- イ 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの
- ウ 電気事業者と電力受給契約を締結している、又は締結していた発電システムと連系されるもの
- エ 住宅に設置する時点において未使用であるもの

(3) 住宅用V2Hシステム

- ア V2Hシステムを介して電気自動車等から供給される電力が、住宅で消費されるもの
- イ 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの
- ウ 住宅に設置する時点において未使用であるもの

(4) ZEH設備

- ア ZEHを新築若しくは購入し、又は自らが所有する既築住宅をZEHへ改修するもの
- イ BELSによる、ZEHの評価・認証を受け、ZEHロードマップにおけるZEHの定義のうち、Nearly ZEH以上の要件を満たすことが証明できる住宅であるもの

※上記の補助対象設備は、賃貸借契約による設置でないものに限りません。

2 補助対象となる方

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- (1) 所有する市内の住宅に補助対象設備を設置した者又は補助対象設備を設置する市内の住宅を建築若しくは購入した方
- (2) 補助対象設備を設置した住宅に自ら居住し、又は2親等以内の親族を居住させている方
- (3) 市税および国民健康保険税を滞納していない方
- (4) 過去にさぬき市から住宅用太陽光発電システムに係る商品券の交付を受けていない方

3 補助金額（商品券で交付）※1,000円券で交付します。

- ・住宅用太陽光発電システム 20,000円/kw（上限80,000円）
- ・住宅用蓄電システム 設置費の1/3（上限80,000円）
- ・住宅用V2Hシステム 設置費の1/3（上限50,000円）
- ・ZEHを構成する設備 定額（上限200,000円）

【補助金併給が可能な組み合わせ（Ⅰ～Ⅳ）】

	太陽光発電	蓄電池	V2H	ZEH	併給時上限
Ⅰ	○	○			160,000円
Ⅱ	○		○		130,000円
Ⅲ		○		○	280,000円
Ⅳ			○	○	250,000円

※上記Ⅰ～Ⅳ以外の組み合わせの補助金の併給はできません。
※さぬき市住宅用太陽光発電システム設置費補助金との併給はできません。
※国や県が実施する他の補助金との併用は可能です。

4 補助金額（商品券で交付）の交付手続

経費の支払いが完了した領収書の日付から起算して、3か月以内に申請書類を提出してください。

- ・スマートハウス設備導入促進補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

＜添付書類＞

- (1) 補助対象設備を設置した住宅の位置図
- (2) 補助対象設備の設置等に係る契約書又は領収書の写し
- (3) 補助対象経費の合計額の内訳が確認できる書類
- (4) 補助対象設備を設置した住宅全体及び当該設備が確認できる写真
- (5) 申請者が補助対象設備を設置した住宅に居住していることが確認できる書類
(住民票を添付する場合は、設置完了日以降に証明されたものに限る。)
- (6) 申請者が市税及び国民健康保険税を滞納していない旨を証する書類
(設置完了日以降に証明されたものに限る。)
- (7) 補助対象設備が太陽光発電システムである場合
 - ア 太陽光発電システムの出力対比表
(太陽電池モジュールの製造番号と実出力の対比ができるもの)
 - イ パワーコンディショナーの型式、製造番号及び定格出力が確認できる写真
- (8) 補助対象設備がZEH設置システムである場合
ZEHの評価・認証を受け、Nearly ZEH以上の基準を満たすことが証明できる書類の写し
- (9) 補助対象設備が蓄電システムである場合
蓄電システムのパッケージ型番及び製造番号が確認できる写真
- (10) 補助対象設備がV2Hシステムである場合
V2Hシステムのパッケージ型式及び製造番号が確認できる写真
- (11) その他市長が必要と認める書類

5 申請書類の受付期間

令和6年4月1日（月） ～ 令和7年3月14日（金）

※申請書類に不備がある場合は受け付けしません。

※受付期間内であっても、申請額が予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。

6 申請書類の受付場所

さぬき市市民部生活環境課（さぬき市役所本庁舎1階）

生活環境課に持参してください。（原則として郵送での受付不可）

7 商品券の交付

内容に不備がなければ、申請書類を提出してから約1～2か月後に、商品券を交付します。

※商品券には有効期限がありますのでご注意ください。

8 その他

法定耐用年数期間内に補助対象設備を処分する場合は、事前に市の承認が必要になります。

【問合せ先】

さぬき市市民部生活環境課（さぬき市役所本庁舎1階）

〒769-2195 香川県さぬき市志度 5385 番地 8

電 話 087-894-1119